

産地パワーアップ事業 業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の7により基金管理団体として選定された公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が、実施要綱、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）及び産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う産地パワーアップ事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、産地パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって生産局長等（農林水産省生産局長又は政策統括官をいう。以下同じ。）から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、都道府県に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

第2章 産地パワーアップ事業の実施

(都道府県事業実施方針の承認)

第3条 協会は、実施要領第10の2に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施方針について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に対して通知するものとする。

なお、都道府県実施方針の軽微な変更は、都道府県知事から協会への提出をもって承認とみなすものとする。この場合、協会は地方農政局長等に写しを提出するものとする。

(都道府県事業計画の協議)

第4条 協会は、実施要領第10の5の（2）に定めるところにより、地方農政局長等から協議のあった都道府県事業計画についてその回答を地方農政局長等に対して通知するものとする。

(協会から都道府県への助成金の交付決定)

第5条 協会は、実施要領第11の1の(2)に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金交付申請書について、審査を行い、助成金の交付が適当と判断される場合は、あらかじめ提示する都道府県別予算枠の範囲内で、都道府県知事に対して助成金交付決定の通知を行うものとする。

また、協会は、都道府県の事業の執行に当たり、必要な指導・助言を行うものとする。

2 実施要領第11の1の(1)のまた書きにより都道府県助成金の変更交付申請を行う場合については、実施要領第11の1の(2)に準じた手続きを行うものとする。

(都道府県助成金の支払)

第6条 協会は、実施要領第12の1の(4)に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金請求書について、その内容を審査の上、助成金の交付が適当と判断される場合は、速やかに都道府県助成金を支払うとともに、都道府県知事に対して、支払額の通知を行うものとする。

2 協会は、都道府県に対して、取組主体又は共同申請者(以下「取組主体等」という。)が取組主体事業計画を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

3 協会は、都道府県に対して、前項のただし書により申請をした取組主体等が、実施要領第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告するよう指示しなければならない。

4 協会は、都道府県に対して、第2項のただし書により申請をした取組主体等が、取組主体助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した取組主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第7号により速やかに都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事の指示を受けてこれを返納するよう指示しなければならない。

また、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第1項の支払額の通知を受けた日の翌年6月30日までに、別紙様式第7号により都道府県知事に報告するよう指示しなければならない。

(事業要望調査の報告)

第7条 協会は、第5条の都道府県別予算枠の算定に当たり、生産局長等と協議の上、都道府県に対して、事業要望調査等の報告を求めるものとする。

2 協会は、前項の事業要望調査等を実施する場合にあつては、生産局長等と協議の上、定めた都道府県別予算枠算定の考え方について、あらかじめ明らかにするものとする。

(事務費)

第8条 協会の事務費の範囲は、実施要領別紙6のとおりとする。

(助成金の返納)

第9条 協会は、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体等が、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、都道府県知事からの報告に基づき、当該助成金の全部又は一部を返納させなければならない。

2 協会は、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体等が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したときは、都道府県知事からの報告に基づき、当該助成金の全部又は一部について、協会への返納を求めることができるものとする。この場合には、協会は、都道府県知事に対して、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組主体等に送付するよう指導するものとする。

3 協会は、第1項又は前項の規定により返還を命じたときは、都道府県知事に対して、返還の期日を定めることができる。

4 協会は、前項の期日を経過してもなお納付されない場合には、都道府県知事に対して、取組主体等への本事業に係る助成金の交付を停止させるとともに、とるべき措置について生産局長等と協議するものとする。

5 協会は、第1項又は第2項の規定により助成金の返納があつた場合は、速やかに基金に繰り入れるとともに、生産局長等へ報告するものとする。

第3章 基金の管理

(基金の管理)

第10条 協会は、実施要綱第4により造成した基金について、基金として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 協会は、基金を生産局長等の承認を受けた全国事業実施方針に係る都道府県が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の使途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。

3 協会は、基金から助成金を交付した事業実施主体及び取組主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかななければならない。

4 協会は、基金を三井住友銀行東京公務部・決済用普通預金により管理する。

5 協会は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、基金に繰り入れるものとする。

6 協会は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、生産局長等の指示を受けるものとする。

また、本事業が終了する前において、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく生産局長等の指示を受けるものとする。

第4章 報告

（都道府県から協会への事業実施状況の報告）

第11条 協会は、実施要領第15の3に定めるところにより、地方農政局長等から事業実施状況報告の提出を受けた場合は、その内容について点検し、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、都道府県知事に対して、必要な措置を講ずるものとする。

また、協会は、都道府県知事に対して、実施要領第15の3に定める報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況等について、提出を求めることができるものとする。

（協会から生産局長等への基金管理状況の報告）

第12条 協会は、実施要領第15の4に定めるところにより、毎年度、四半期ごとに基金管理状況報告書を取りまとめ、生産局長等に報告するとともに、その内容を公表するものとする。

2 協会は、前項の基金管理状況報告書の作成に当たっては、都道府県知事に対して、必要に応じ、地域協議会等及び取組主体ごとの事業実施状況についての報告や必要な資料の提供を求めることができるものとする。

（事業の評価結果の反映）

第13条 協会は、実施要領第16の7及び第17に定めるところにより、生産局長等から通知された評価結果を、次年度の助成金の交付に反映させるものとする。

第5章 雑則

（財産の管理等）

第14条 協会は、都道府県に対して、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取組主体が本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図るよう指示しなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第15条 協会は、都道府県に対して、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体が、

取得財産等を都道府県知事の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないことを指示しなければならない。

- 2 取得財産等のうち、前項の規定の対象となるものは、交付要綱第19の1の規定に準じて、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
- 3 第1項の財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）によることとする。
- 4 協会は、都道府県に対して、第1項により承認をしようとする場合は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ協会の承認を受けるよう指示しなければならない。
- 5 協会は、第4項により承認をしようとする場合は、承認基準に準じて行うこととし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 6 都道府県知事自らが、取得財産等を処分しようとするときは、第4項の規定を準用する。
- 7 第14条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（帳簿の備付け等）

第16条 協会は、都道府県に対して、本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体等が、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導しなければならない。

- 2 取得財産等が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 協会は、必要に応じて、都道府県知事及び地域協議会長に対して、助成金に係る経理内容を調査し、地域協議会長等及び取組主体への助成金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（その他）

第17条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、生産局長等の承認を受け、協会が別に定めるものとする。

附則

この業務方法書は、生産局長等の承認のあった日から施行する。